平成２９年（フ）第２７０号
茨城県水戸市見川３丁目896番地の３　ムーンライトシックス101号
債務者　柏　惠美子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８４号
茨城県水戸市中央１丁目６番13―105号　セントレージ石川
債務者　角井由佳理（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５０号
茨城県行方市石神512番地３
債務者　茂木　留治
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第７８８号
さいたま市岩槻区大字岩槻5463番地７　ソシア城北Ａ110
債務者　荒井　克仁
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６５号
埼玉県桶川市大字下日出谷88番地の21　アーバンハイツモリ102号、旧住所埼玉県羽生市南羽生１丁目17番地14
債務者　高橋　昭次
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０９号
さいたま市北区日進町１丁目856番地４　エステートピア松隆201
債務者　亀井　洋介
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目31番４号　エニーセ南１号棟105号室
債務者　中村　拓也
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３７号
埼玉県戸田市下戸田２丁目25番９―208号
債務者　平野　千夏
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４３号
さいたま市北区吉野町１丁目429番地３　フレグランス102、旧住所さいたま市北区日進町２丁目1644番地１　グレースマンション102
債務者　田戸　秀幸
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４９号
埼玉県久喜市久喜東６丁目２番24―３号
債務者　宮岡千津美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
埼玉県八潮市大字浮塚626番地８　メゾンパーク南八潮309号室
債務者　森田有霞里
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６７号
埼玉県春日部市大沼５丁目117番地　グリーンパレスハラダ106
債務者　高橋　紗稀（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３６号
埼玉県川越市今成２丁目41番地19
債務者　中野　康子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５７５号
埼玉県坂戸市芦山町15番地１　パークサイドハイツ205号室
債務者　丸木　一虎
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６１０号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番50―420号
債務者　赤井　光洋
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部